

「食」に関する将来ビジョン：
これまでの議論の整理と今後取り組むべき施策の方向
(案)

○総論

「食」は我が国の成長の基盤とも言うべき最も重要なテーマのひとつであるが、「食」とその礎となる「農」、「地域」を取り巻く情勢は、食料自給率の低迷、食品に関する不祥事・事件の発生、農業所得の大幅な減少、農山漁村の活力の低下など、多くの課題が山積している。

これらの課題を解決するためには、国民が将来に向けて明るい展望を描くことができるような大きなビジョンを示した上で、従来の農林水産行政の枠組みを超え、政府としての取組を一体的・総合的に展開することが必要である。

こうした状況を踏まえ、「新成長戦略（基本方針）」（平成 21 年 12 月 30 日閣議決定）及び「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）においても、「食」に関する将来ビジョン」を策定することが明記されたところであり、これを受ける形で、農林水産大臣を本部長、農林水産大臣政務官を副本部長、内閣総理大臣補佐官及び全府省の大臣政務官を本部員とする「食」に関する将来ビジョン検討本部」が本年 4 月に設置され、民間の有識者も交えて活発な議論がなされている。

検討本部においては、我が国農林漁業の体質強化を図り、力強い農林漁業をつくる観点から出口対策を強化するための対応策が必要との議論や、教育・医療との連携などの新しい視点も必要との議論がなされるなど、広範にわたるテーマについて議論が進められている。

これらの検討テーマに共通する理念は、「国民全体で農業・農村を支える社会の創造」である。これは、食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）にも掲げられた、これからの農林漁業・農山漁村施策に必要不可欠な理念である。

今後、検討本部では、これまでの議論で提起されたテーマについて、「国民全体で農林漁業・農山漁村を支える社会を創造するための 11 のプロジェクト」と整理した上で、それぞれのテーマごとに将来のあるべき姿や具体的

な施策等についての検討を深めていく。また、これまでの議論においては、上記には含まれていない「食の安全」等についても課題提起がなされているところであり、これらについても今後検討を進める。そして、年末を目途に、これらの検討の成果を、「食」に関する将来ビジョン」としてとりまとめていく。

ここで掲げられる取組が結実し、国民全体に浸透していくことにより、初めて国民全体で農林漁業・農山漁村を支える社会の創造が実現し、日本の農林漁業・農山漁村というすばらしい財産を未来の国民に手渡していくことが可能となる。このため、政府はもとより、産学官一体となって取り組む体制を構築するなど、あらゆる手段を用いてその実施に努めることとする。

●国民全体で農林漁業・農山漁村を支える社会を創造するための１１のプロジェクト

- (１) 地域資源を活用した農山漁村の６次産業化のための連携
- (２) 再生可能エネルギーの導入拡大のための連携
- (３) 「食文化」を軸とする観光・産業・文化政策の連携
- (４) 戦略的なマーケティング展開のための連携（国内市場）
- (５) 戦略的なマーケティング展開のための連携（輸出促進・海外展開）
- (６) 子どもからお年寄りまで、食や農の教育機能を享受する生活に向けた連携
- (７) 医療、介護、福祉との連携
- (８) 農山漁村コミュニティの再生、地域活性化に向けた連携
- (９) 農山漁村の環境保全に向けた連携
- (10) 「食」に関する将来ビジョンを実現するための国民運動
- (11) 総合的な食料安全保障の確立

(1) 地域資源を活用した農山漁村の6次産業化のための連携

先進的な技術を活用した農林水産物の高付加価値化や、生産・加工・販売の一体化等により、農山漁村に存在する資源を産業化に結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す。

実現に向けた具体的検討項目

○ 地域資源を戦略的に活用する地域ネットワークの形成

- ・未活用のまま眠る商品としての潜在価値の高い農林水産物の発掘、マーケティングや地域ビジネスの展開等を先導する人材の育成
- ・各種コーディネーター等の人材情報を一元管理するなど既存の人材情報の有効活用
(様々な分野の専門家の一括検索を可能とすることで、異分野とのマッチングの機会を拡大)
- ・事業者に対する6次産業化に関する情報提供、相談対応、申請手続の一括処理などを行うワンストップ窓口の設置 等

○ 6次産業化に向けた研究開発及び事業化の推進

- ・大学、研究機関等を核とした農林水産物の機能性の解明、資源となる原材料の安定供給の確保に資する農林水産物に関連する生態系の解明や資源確保に関する研究、新技術創出等のための研究開発の推進、研究成果の産業化に向けた支援
(農林水産物の各種素材としての利用等における実用化の支援 等)
- ・イノベーションの創出に向け、研究開発から事業化までの優れた構想を有する地域に対して関係府省の支援施策を総動員するための連携システム(情報共有・共同審査等)の構築
- ・農業経営の多角化・高度化や農商工連携、観光産業との融合の促進 (高付加価値化、販路開拓の取組 等)
- ・異分野と連携し、農林水産物を活用した素材開発等の新たな産業の創出
(関係府省における研究開発の農林水産分野との連携)
- ・伝統的な食材・食文化の復活につながる6次産業化の取組の支援
- ・生産性向上、高品質化等に貢献する植物科学研究の推進

当面実施をめざすべき取組

(平成23年度予算要求事項等について、今後関係府省間で調整し、8月末までに整理。)

(2) 再生可能エネルギーの導入拡大のための連携

バイオマス等の地域内資源を有効活用した再生可能エネルギーの生産・利用の促進により、持続的で化石燃料の需給に左右されにくい農林水産業・農山漁村の実現等を目指すとともに、新たな雇用を創出。

実現に向けた具体的検討項目

○ バイオマス等再生可能エネルギー（電力、熱、ガス、固形燃料）の利用拡大のための条件整備

- ・ 全量固定価格買取制度の買取対象、買取価格、買取期間、コスト負担等の検討
- ・ エネルギー生産施設及び利用施設の整備に対する支援、熱やガスの地域利用システムの整備、小水力発電の導入の促進、木質チップ等の安定供給
- ・ 農山漁村地域における次世代エネルギー・社会システム（スマートビレッジ）の構築に向けた検討
- ・ 関係法令に基づく手続きのさらなる円滑化

○ 国産バイオ燃料の安定供給の確保

- ・ バイオエタノールの混合率の向上に向けた検討、バイオエタノール・バイオディーゼル燃料等の安定的な流通ルートの構築、余剰農産物の活用 等

○ バイオマス等再生可能エネルギーの一層の活用に向けた技術の開発

- ・ 農村において木質バイオマスを中心にエネルギー自給できる実用的な技術の開発、関連設備の低コスト化 等

○ みどりのクール・アジア構想

- ・ バイオエネルギー関連技術をシステムとして確立させ、アジアに展開 等

当面実施をめざすべき取組

（平成23年度予算要求事項等について、今後関係府省間で調整し、8月末までに整理。）

(3) 「食文化」を軸とする観光・産業・文化政策の連携

我が国の食文化は、地域の風土・景観、文化、コミュニティに根ざし、農林漁業、食品産業、食器、調理等が軸となって継承されてきた。近年、地域の食文化が失われつつある一方、海外では日本文化や日本食に対する関心が高まり、観光・産業の面から新たなビジネスの可能性が広がっている。このため、「食文化」を軸に政策を総合化し、我が国の観光・経済・文化、地域の振興を図る。

実現に向けた具体的検討項目

○ 地域の多様な食文化の発掘、継承、創造

- ・ 伝統食、伝統食材、調理加工法等の発掘、保存、利活用の推進
- ・ 地域の食材を活用した創作料理等の開発
- ・ 食文化を担う生産者、料理人・職人、専門家等の養成、地域コミュニティの活性化、消費者への情報発信
- ・ 地域食材のポテンシャルを引き出した新たな食文化の創造

○ 観光や関連他産業との結び付きの強化

- ・ 地域の農林水産業、食品産業に加え、生鮮市場、食器・織物等の地場産業、景観、伝統行事等を組み合わせた「食文化関連資源」の創造とブランド化、まちづくり等への活用

○ 我が国食文化の海外普及と新たなビジネスチャンスの拡大

- ・ 農林水産物・食品、和食器、調理器具、料理法、食べ方や日本食にまつわるエピソード等をパッケージとした海外への発信、海外の食文化との融合、現地ビジネスの展開による新たな市場の開拓
- ・ 全国各地に外国人観光客を誘致するための情報発信、国内外の体制整備

○ 効果的な推進体制の整備と関連政策の総合化

- ・ 関係府省、地方自治体、生産者、事業者、料理人・職人、文化・芸術関係者など幅広い関係者による一体的な取組と、これを後押しする施策の総合的な展開

当面実施をめざすべき取組

(平成23年度予算要求事項等について、今後関係府省間で調整し、8月末までに整理。)

(4) 戦略的なマーケティング展開のための連携（国内市場）

全国で1,700万人存在する朝食欠食者の解消や、国産食材の利用拡大の余地がある商品開発、販路の拡大等、食や農と関連する産業との連携を強化して全国各地で戦略的なマーケティングを展開する。これにより、国産農産物の消費拡大を図るとともに、食関連の新ビジネスの展開等を通じ、豊かな国民生活の実現を図る。

実現に向けた具体的検討項目

○ 朝食欠食の解消

- ・ 少子高齢化対策、ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画に関する政策とも関連した朝食欠食解消方策の検討
- ・ 朝食欠食の原因・背景の把握・分析
- ・ 朝食摂取と健康の維持・増進の関連性の科学的解明（研究推進）
- ・ 各府省から所管業界への呼びかけ
- ・ 外食産業、学生食堂、社員食堂等での朝食メニューの展開

○ 地産地消をはじめとする国産農産物の利用拡大

- ・ 多様な関係者との連携強化による国産農産物の利用拡大
 - － 官公庁舎のほか公的施設
 - － 保育所、学校、学生食堂、社員食堂、外食・中食産業、旅館・ホテル、介護・福祉施設、病院 等
- ・ 直売所や農家レストランを核とした6次産業化の取組の推進
- ・ 我が国の伝統的な粉食文化や発酵文化を発掘・継承・発信する取組の推進
- ・ 給食と地場産物の「つなぎ」の推進（コーディネーター）

○ 各産業での新たな食関連ビジネスの展開

- ・ 食器産業、家電産業、玩具産業、レジャー産業 等

○ 商品開発等に多様な視点を生かすための女性の活躍の促進

当面実施をめざすべき取組

（平成23年度予算要求事項等について、今後関係府省間で調整し、8月末までに整理。）

(5) 戦略的なマーケティング展開のための連携（輸出促進・海外展開）

戦略的なマーケティングにより農林水産物・食品の輸出を促進し、生産拡大を通じ、食料自給率向上と豊かな農山漁村の実現を図る。

実現に向けた具体的検討項目

○ 海外も含めた日本産農林水産物・食品のマーケティング戦略を企画・立案する人材育成 等

○ 日本産農林水産物・食品を海外に安定的かつ適正価格で供給できる、国内における生産・供給の仕組みづくり

○ 日本産農林水産物・食品の輸出環境の整備

- ・農林水産省、厚生労働省、外務省、自治体等の連携による相手国政府との検疫等の技術的協議の推進 等
- ・将来の東アジア品種保護庁の設立を視野に入れた植物新品種保護制度の共通化に向けた取組の推進

○ 日本産農林水産物・食品と日本文化等の結び付けによる輸出

- ・在外公館の活用、現地の関係機関の連携強化、現地の消費者を対象とする食事スタイルを含めた新たなマーケティング戦略の検討、食と伝統文化・ポップカルチャー・観光資源等を一体的に取り扱い、日本そのものをブランド化する広報活動の推進 等

○ 海外の日本食レストラン・料理学校、食品産業等との連携

- ・日本料理シェフによる調理実演・試食、食器の活用方法、海外拠点開設 等

○ アジア等への投資・事業展開推進

- ・各国の食品関連法規制や原材料農林水産物等の情報提供、加工食品の需要調査への支援、事業展開に向けた技術的課題の解決 等

当面実施をめざすべき取組

（平成23年度予算要求事項等について、今後関係府省間で調整し、8月末までに整理。）

(6) 子どもからお年寄りまで、食や農の教育機能を享受する生活に向けた連携

食や農を扱う学校教育、生涯学習、企業内研修、余暇活動等の機会を確保することにより、乳幼児から高齢者まで、「生涯食育社会」を構築する。

実現に向けた具体的検討項目

○ 「生涯食育社会」の構築に向けた食育の概念の確立

- ・健康維持機能、教育機能、人格形成機能、地域活性化機能 等
- ・年代・生活の各シーンにおける食育活動の具体的な戦略目標の設定
- ・消費者等幅広い国民に対する積極的な情報発信
- ・食育を通じた食料自給率向上への貢献

○ 各府省の政策及びその関連業界との連携強化

- ・味覚が形成される時期にある乳幼児に対する国産食材を使ったメニュー（だし等を含む離乳食レシピ等）の講習会を実施（母親学級、父親学級 等）
- ・幼稚園・保育所、放課後児童クラブ等との連携（おやつ（米粉パン、牛乳等）を通じた食育 等）
- ・農作業体験について学校関係者への周知の強化等
- ・学校給食等における取組の推進（地場産の米を活用した米粉パンなど地場産物の活用、調理法や旬を含む食に関する知識の教育 等）
- ・子ども農山漁村交流プロジェクトの推進
- ・食や農をテーマとした企業内研修の推進
- ・男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスの推進との連携
- ・子どもの基本的な生活習慣づくりに関する取組（「早寝早起き朝ごはん」国民運動等）との連携
- ・生涯学習産業への情報発信（カルチャースクール、料理教室、スポーツクラブ 等）
- ・年代・生活の各シーンで利用される様々な公共的な施設での地産地消等の推進
- ・公的な更生保護施設における農業訓練の実施と社会復帰後の就農自立支援の推進
- ・地域の関係者が一体となった食育を進める中核的人材の育成

当面実施をめざすべき取組

（平成23年度予算要求事項等について、今後関係府省間で調整し、8月末までに整理。）

（７）医療、介護、福祉との連携

医療機関による健康チェックと栄養価や機能性に富む農林水産物の提供、身体を動かす農作業体験等を組み合わせた新たなサービスを提供する。これにより、農林漁業・農山漁村への新たな価値の創造や、医・食・農の連携により健康・長寿社会を構築する。

実現に向けた具体的検討項目

○ 科学的証拠（エビデンス）の蓄積

- ・ 農林水産物等の機能性についての科学的知見の集積
- ・ 栄養摂取の仕方と健康の結び付きや農林漁業・農山漁村の保健・癒し等の効果の検証

○ 新たなビジネス展開を支える産業と人材育成

- ・ 大学（医学部、栄養学部）を含む産学官が連携した研究開発・実用化等の取組への支援
- ・ 医療・介護・福祉サイドと食・農業サイドのマッチング

○ 新たなビジネス展開に対する支援策のあり方

- ・ 個人に必要な栄養摂取を直観的に把握できるような表示手法の開発
- ・ 生理的に効果のあるとされている食品の機能性食品等としての位置付けの整理
- ・ 摂食や嚥下が困難な者に対する企業や行政、医療機関、福祉施設等との連携によるケア管理

当面実施をめざすべき取組

（平成23年度予算要求事項等について、今後関係府省間で調整し、8月末までに整理。）

（８）農山漁村コミュニティの再生、地域活性化に向けた連携

人口減少や高齢化などによってコミュニティの存続が危ぶまれる農山漁村地域を再生するため、関係府省一体となって、農山漁村コミュニティ再生、地域活性化への取組を推進し、誰もが安心していきいきと定住出来るような農山漁村を構築する。

実現に向けた具体的検討項目

- 各府省所管施策間の連携を強化し、相互補完的に利用する地元体制の整備と政策支援
- ６次産業化、グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム（観光漁業）や福祉ビジネス等、地域内経済活性化に向けた多様な事業展開の推進
（ ・ 農山漁村や離島・半島等における「食」に関する資源の活用 ）
- コミュニティ再生、地域活性化等に取り組む人材のネットワーク化、関係組織等への人材（職員含む）の派遣
- 地域の担い手となる若者等の定住促進に向けた取組
（ ・ 就労、住居、教育、地域間交流等の手助け
・ 農林漁業従事者が誇りを持って従事できるような社会風土の構築
・ 農林漁業体験や食育活動を通じた後継者の育成 等 ）
- 産学官の連携等による、地域活性化への取組の促進
（ ・ 地域の大学等を活用した、人材の育成、専門家による現地指導、研修員の派遣
・ 地域ブランドの確立に向けた取組への支援、民間によるビジネス資金支援
・ 農業体験希望者と人手が不足する農家を観光と連携して全国的に結び付けるシステムの構築 等 ）
- 地域見守り隊について、生活支援機能のワンストップサービス化や産業化に向けたあり方の検討

当面実施をめざすべき取組

（平成23年度予算要求事項等について、今後関係府省間で調整し、8月末までに整理。）

(9) 農山漁村の環境保全に向けた連携

生物多様性等を重視した農林漁業生産活動への転換や多様な者による環境保全の取組等により、農山漁村において生物多様性の保全や地球温暖化の防止を進めながら経済成長していく持続可能な社会を構築する。

実現に向けた具体的検討項目

○ 生物多様性保全・地球温暖化防止を重視した農林漁業生産活動の推進

- ・農林漁業と生物多様性の関係に関する指標の作成、同指標に基づく生産技術体系の確立・実証
- ・間伐材の利用等による森林の整備・活用
- ・海洋生物資源の保存・管理
- ・温暖化の進行に対応した品種・生産安定技術の開発等の推進 等

○ 農林漁業者等と都市住民等の連携による里地・里山・里海の保全活動の推進

- ・里地・里山・里海の多様な機能（生物多様性保全、景観形成、文化継承、教育等）の意義について共通認識の形成
- ・活動体制づくりの支援、人材育成、技術支援 等

○ 農山漁村における取組に対する継続的な支援

- ・オフセットメカニズム等の市民・企業等による自発的な支援を活性化させる仕組みの構築・運用 等

○ 農山漁村の生態系の活用の促進

- ・エコツーリズムの推進
- ・環境中の微生物が有する環境修復等機能の解明・活用技術の開発 等

当面実施をめざすべき取組

（平成23年度予算要求事項等について、今後関係府省間で調整し、8月末までに整理。）

(10) 「食」に関する将来ビジョンを実現するための国民運動

食や農はすべての国民に関わるとともに、多くの施策分野と密接に関連している。このため、各府省で行われている国民運動と、農林水産省が立ち上げた国産農産物の消費拡大を図る国民運動「フード・アクション・ニッポン」との相互の連携を強化し、相乗効果を通じ国民生活の向上を図る。

また、生産者と消費者の顔が見える関係を強化し、国民全体で農業・農村を支えることにより、豊かな国民生活の実現を図る。

実現に向けた具体的検討項目

- 各府省が展開する国民運動との相互連携
- 消費者コミュニティによる農産物の買い支え等、地域ぐるみで農業に取り組む枠組みの推進に向けた支援策
 - ・消費者と農業者間の農産物取引の事前契約
 - ・地産地消の推進、イベント開催や巡回バスなど直売所を核とした地域コミュニティの再生等
- 国産農産物の利用拡大（「戦略的なマーケティング展開のための連携（国内市場）」参照）

当面実施をめざすべき取組

（平成23年度予算要求事項等について、今後関係府省間で調整し、8月末までに整理。）

(11) 総合的な食料安全保障の確立

食に関する将来の明るい展望を示し、その実現に向け国民全体の取組を進めていく上では、同時に将来の不安要因に対するしっかりとした備えを行っておくことが必要である。

今日、グローバル化の進展、食品の生産流通過程の複雑化等により、フードチェーンの各段階において様々な不安要因が生じている。こうした中で国民への食料の安定供給を確保するため、各府省の連携の下、我が国の将来を見据えつつ、国内の生産面のみならず流通・消費面、国際面を含め食に関する様々な不安要因とそのリスクの程度を分析・整理し、リスクを低減するための方策とリスクが現実化した場合のセーフティネットのあり方を検討する。

実現に向けた具体的検討項目

- 国内生産における不安要因とその対処策の検討
- 流通・消費面における不安要因とその対処策の検討
- 国際的な食料の供給不安要因とその対処策の検討(海外農業投資の支援、最新技術を活用した農水産資源動向の把握等)

当面実施をめざすべき取組

(平成23年度予算要求事項等について、今後関係府省間で調整し、8月末までに整理。)